



みどりのガイドブックを作成しました

昨年8月より編集作業に取り組んでいたみどりのガイドブック-保存版-がこのほど出来上がりました。常盤台一・二丁目地区の全家庭に配布しますので、有効に活用してください

★ガイドブックの使い方

- ・ときわ台をみどり豊かな街にするには、皆さん一人一人が庭に木を植える他に方法がありません。でも、いざ木を植えるとなると、どこに、どんな樹種を、どうやって植えるかなど、悩ましいところです。このガイドブックはそんな時に開いて活用できる小冊子をめざしました
- ・従来のように広い敷地に、自由に大きな木を植えられる場所は少なくなり、多くの家では限られた場所の限られた条件の中で樹種を選ぶ必要があります。そのような条件に沿って「植える場所を考え→樹種を選び→生垣やツル植物の植栽」という順に探せるようにしました

★ガイドブックの特徴

- ・植える場所を考えるでは→ 日当たりの良し悪しや西日の条件、土壤の乾湿等を考慮しました
- ・樹種を選ぶでは→ 「こういう景観にしたい、こういうみどりが欲しい」というしゃれ街協議会メンバーの想いから、多くの樹種をリストアップし、それを専門家の知識をいれて取捨選択・整理し、使いやすいものに編集しました。常盤台の実情にふさわしい樹木で、苗木が入手しやすい樹種を選んでいただきました
- ・生垣やツル植物の植栽では→ 樹種の選定資料に加えて、作り方や管理のポイントなども分かりやすく記述しました
- ・最後に板橋区の補助制度や苗木の入手方法などの便利帳を加えました

<編集雑記>

★樹木選定には千葉大学園芸学部の学生の協力をいただきました。緑化コンサルタントとして、樹種の選択や解説内容の校正だけでなく、写真の選別や手配などまで、参加して下さった皆さんの豊かな知識を反映できたと思っています

★構成・編集にあたっては、皆さんに興味をもっていただき、さらに永く保存・活用していただけるよう、図版やきれいな写真を多くしました。イラストと図版デザインはイラストレーターの柄澤容輔さんにお願いし、楽しいものになったと自負しています

<みどりのガイドブック原画展>

のお知らせ

★5月1日(金)から5月3日(日)までの3日間、常盤台1丁目7-3の服部ギャラリーにおいて、イラストレーター柄澤容輔さんがガイドブックのために描き上げたイラストの原画展を開催します。また、ときわ台の街開き当時の写真も併せて展示する予定です。皆様のおいでをお待ちしています

■「みどりのガイドブック」作成にあたっては、「平成20年度/200年住まい・まちづくり担い手事業」の一環として(財)住宅生産振興財團と(財)ハウジングアンドコミュニティー財團の支援をいただきました

ときわ台景観ガイドラインの運用を始めてから1年経ちました

■「緑と調和と安全」をまちづくりの基本目標とするときわ台景観ガイドラインの運用を昨年1月に開始してから1年が経過しました。地区内で建物の新改築、解体、駐車場の新設、敷地の分割等を行う場合には、事前に協議をする必要がありますので、お早めに申し出てください

☆協議書の受付や協議の方法

- ・協議の方法や書式はときわ台しゃれ街協議会のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして利用してください。また、ダウンロードできない方はFAX等でお届けしますので、電話、FAX等でその旨申し出てください
- ・協議書は郵送により受け付けていますが、お急ぎの場合は、持参されての直接受付の可能性もあります。まずは電話で相談してみてください
- ・協議会（事業者と当会の協議の場）は原則として、協議書類受領後の第1または第3火曜日午後に実施していますが、事業者側の事情により急を要する場合は、都合のつく範囲で柔軟に開催しています。前記開催日の前週中に書類をお届けいただければ短時日のうちに協議できます

☆協議会の場の雰囲気

- ・協議会の場は事業者と当会の話し合いの場です。お互いが納得できる着地点を目指して、現実的な答が出るための話し合いをします
- ・これまでの協議案件では、協議当初はみどりに対する意識が低いように感じますが、対面協議を通じて、みどりを増やすことに皆さんのご理解をいただけているようです。話し合い方式の長所と思っています。このたび皆さんにお届けするみどりのガイドブックを活用することで、さらにレベルアップしたみどりがときわ台に広がることを期待しています。

<1年を振り返ってみて>

- ・運営開始初期において、対応が遅いというご指摘をいただきましたが、迅速・確実に対応するため、協議書の送り先を変更し、また電話でも受けられるようにするなど、協議会の体制を改善しました
- ・解体工事では「板橋区へ解体の届けを出す際に知った」等、まだガイドラインの存在が充分に周知されていないようです。様々な機会にお知らせするよう、周知に努めます
- ・新築工事では、工務店やハウスメーカーの方が建築主の代理で協議に来られますが、建築本体だけを請け負っているため、別途工事となるみどりの問題には即答できないケースが多くありました。ガイドラインの基準が周知されるよう、我々も努力する必要を感じています
- ・第一種低層住居専用地域における敷地分割に際しては、敷地面積の最小規模が123m²という規定がありますが、これについては一定の効果を挙げているようです。ただ、規定があるために、限りなく123m²に向けて小さく区分されることを心配してもいます

■ときわ台景観ガイドライン、1年間の協議件数

- ・2008年1月から12月末までの実績です。新築や敷地分割等を行う場合は早めにご連絡下さい

問合せ、協議総件数	敷地分割	解体	新築	増築	駐車場整備	その他
40(複数該当あり)	8	10	20	1	2	3